

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項及び第2項の規定により、次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行いますので公示します。

令和6年7月12日

京都府知事 西脇隆俊

- 1 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号に該当する非自動はかりであって、ひょう量が5トン未満のもの並びに分銅及びおもり

検査区域	検査場所	検査日時	
福知山市	夜久野ふれあいプラザ	令和 6. 8. 20	午前11時 ～ 午後2時
	大江地域総合会館	6. 8. 21	午前10時30分 ～ 午後2時30分
	福知山市営家畜市場	6. 8. 23	午前10時30分 ～ 午後2時30分
	福知山市役所 三和支所	6. 8. 26	午前10時30分 ～ 午後3時
	福知山市厚生会館	6. 8. 28	午前10時 ～ 午後3時
		6. 8. 29	
6. 8. 30			
亀岡市	ギャラリーかめおか	6. 9. 3	午前10時 ～ 午後3時30分
		6. 9. 4	
		6. 9. 5	
		6. 9. 6	

木津川市	アスピアやましろ	6. 9. 9	午前10時 ～ 午後3時
	木津川市役所山城支所	6. 9. 10	
	木津川市役所北別館	6. 9. 12	
		6. 9. 13	
	木津川市役所加茂支所	6. 9. 17	午前10時30分 ～ 午後2時30分
笠置町	笠置町産業振興会館	6. 9. 19	午前11時 ～ 午後2時
精華町	精華町役場	6. 10. 29	午前10時 ～ 午後3時
和東町	京都やましろ農業 協同組合和東倉庫	6. 10. 23	午前10時30分 ～ 午後2時
		6. 10. 24	
南山城村	南山城村商工会館	6. 9. 20	午前11時 ～ 午後2時

2 ひょう量が5トン以上の非自動はかり

検査区域	検査場所	検査期日
福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、京丹後市、木津川市、大山崎町、笠置町、和東町、精華町、南山城村	特定計量器の所在場所	令和6年10月1日から 令和6年11月30日まで

備考 日曜日、土曜日及び祝日を除く。

3 検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人京都府計量協会